

○七尾市子ども医療費給付条例

平成16年10月1日

条例第139号

改正 平成17年3月29日条例第23号

平成17年6月29日条例第45号

平成18年12月21日条例第62号

平成19年3月26日条例第27号

平成21年3月25日条例第14号

平成23年3月23日条例第10号

平成24年3月22日条例第20号

平成25年3月25日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に給付することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し子どもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子ども 乳幼児及び児童をいう。
- (2) 乳幼児 年齢満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 児童 年齢満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外の者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 医療費 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した費用をいう。
- (7) 給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び高額療養費の支給をいう。
- (8) 一部負担金等 医療保険各法の規定により給付を受ける者が負担すべき額(医療費の一部を県が負担又は給付する場合にあっては、当該県が負担し、又は給付すべき額を控除した額)をいう。

(給付対象者)

第3条 この条例に定める医療費の給付の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本市に住所を有する子ども(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもを除く。)の保護者とする。

(給付の額)

第4条 市は、前条の規定による給付対象者がその子どもの医療費に係る一部負担金等を支払った場合において当該各月の支払額(付加給付等があるときは、その額を控除した額)を給付する。ただし、児童の通院による医療費にあつては、給付対象者が1月に負担した額から1,000円を控除した額を給付し、1,000円未満の場合は給付しないものとする。

(給付の申請)

第5条 前条の規定による給付は、規則で定めるところにより給付対象者が市長に申請するものとする。

(給付金の返還)

第6条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 不正の行為をしたとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の七尾市乳幼児養育医療費給付条例(昭和48年七尾市条例第26号)、田鶴浜町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年田鶴浜町条例第13号)、中島町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和58年中島町条例第4号)又は能登島町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年能登島町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年3月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月29日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月21日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年3月26日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月23日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の七尾市子ども医療費給付条例の規定は、平成23年4月1日以後の医療費に係る一部負担金等について適用し、同日前の医療費に係る一部負担金等については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月22日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の七尾市子ども医療費給付条例の規定は、平成24年4月1日以後の医療費に係る一部負担金等について適用し、同日前の医療費に係る一部負担金等については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月25日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の七尾市子ども医療費給付条例の規定は、平成25年4月1日以後の医療費に係る一部負担金等について適用し、同日前の医療費に係る一部負担金等については、なお従前の例による。